

第7章 保存管理

本章では、筑後国府跡が有する本質的価値を確実に保存管理していくために、現状変更等の取扱いをはじめとする、具体的な保存管理の方法について詳記する。

第1節 保存管理の方向性

筑後国府跡は、史跡指定地、史跡指定地外で保護を要する範囲とその他の範囲の3つに分けられ、土地の所有者や土地利用状況は多様である。

こうした現状を踏まえつつ、今後、筑後国府跡の一体的かつ適正な保存管理に取り組んでいくため、地区区分を設定し、地区区分別に保存管理の方法、追加指定と公有化の方針、調査の方針を設定する。

設定した内容については、土地の所有者や占有者等の関係者へ周知徹底を図る。

第2節 地区区分

地区区分は、図7-2-1に示すように、史跡指定の有無、政庁や国司館を構成する遺構・遺物の分布状況によって区分し、A区、B区およびC区の3地区を設定する。各々の概要と目指す方向を表7-2-1にまとめている。

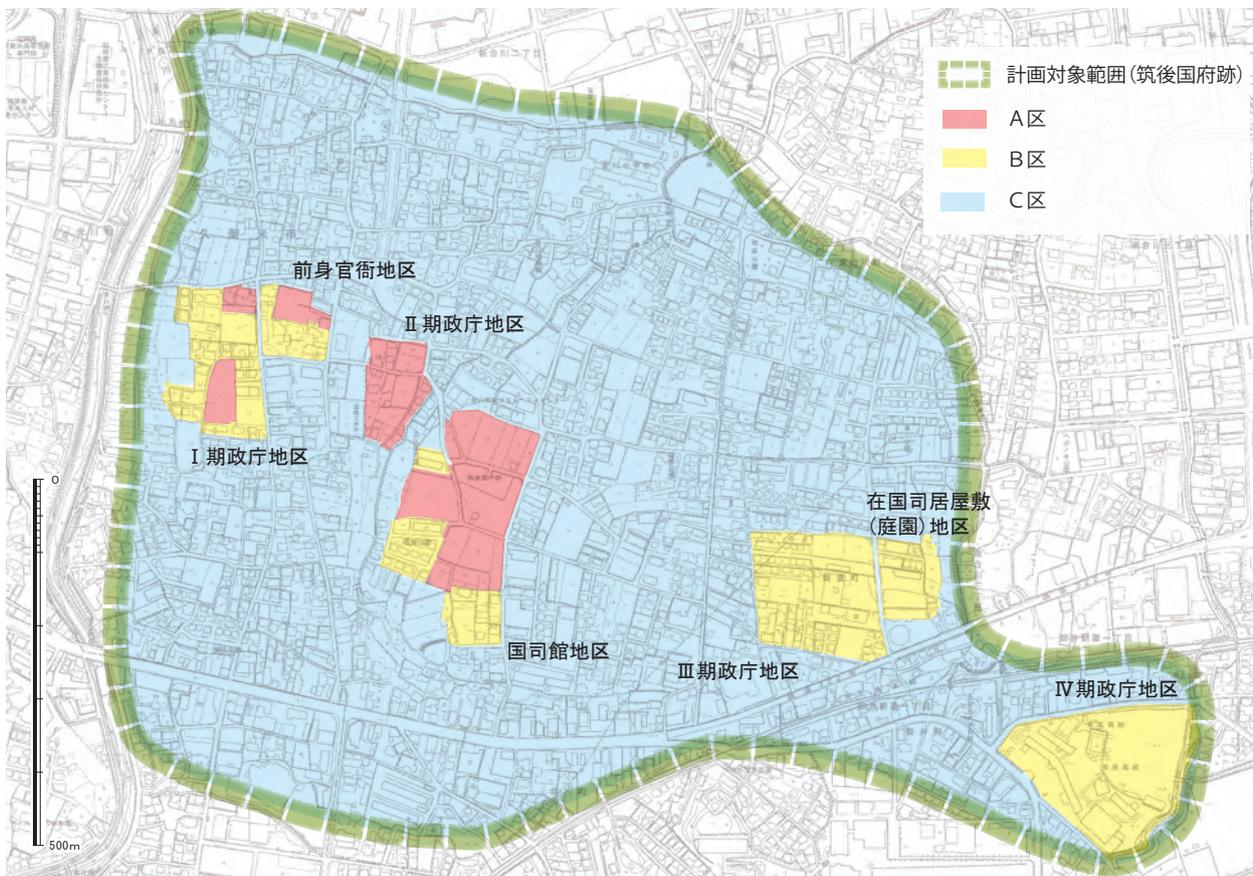


図 7-2-1 地区区分図

表 7-2-1 地区の概要と目指す方向

地区		地区の概要
A 区	史跡指定地 42,206.12 m ²	<p>【概要】 文化財保護法第 109 条により史跡に指定された土地で、政庁や国司館を構成する遺構・遺物が確認されており、Ⅱ期政庁地区全域と前身官衙地区・Ⅰ期政庁地区・国司館地区の一部にあたる。</p> <p>【目指す方向】 本質的価値を構成する要素を確実に保存する。</p>
B 区	保護を要する範囲 約 107,200 m ²	<p>【概要】 土木工事等に先立って文化財保護法第 93 条、第 94 条による届出が必要な地区である。史跡指定地外であるが、既往の調査によって政庁や国司館を構成する遺構・遺物が発見された範囲、若しくは発見される可能性が高い範囲である。</p> <p>【目指す方向】 A 区に準じる地区とし、本質的価値を構成する要素の保存に万全を期す。</p>
C 区	その他の範囲 約 920,700 m ²	<p>【概要】 土木工事等に先立って埋蔵文化財包蔵の有無を確認する地区である。史跡指定地外であるが、古代の道路、溝等の遺構・遺物や自然地形、また、縄文時代から近世に至る遺構・遺物が広く分布する範囲である。</p> <p>【目指す方向】 遺構・遺物の保存への協力を求める。</p>

第 3 節 保存管理の方法

A 区、B 区および C 区に分けて日常管理や災害時の取扱いを定めるとともに、A 区については現状変更等の取扱い基準、B 区と C 区については土木工事等における取扱い方針を設定する。

1. A 区（史跡指定地）の保存管理の方法

(1) 保存管理の考え方

A 区では、遺構を確実に保存するため、筑後国府跡の調査研究や保存活用を目的とした発掘調査および整備以外の現状変更行為は、原則認めない。ただし、史跡指定地にあつて現在も個人住宅や宗教施設等に使用されている土地、およびその利用に必要な給排水管等の既設埋設物、用排水路、道路などについては、土地の所有者や占有者等と事前協議の上、遺構に影響を及ぼすことがないことを確認して、改修等の措置を認める場合もある。

また、史跡指定地の管理をより一層万全にするため、計画的に公有化を進める。公有化した土地は、除草、清掃などの日常管理を行い、A 区の環境維持や防災に努める。なお、利用継続を望む土地の所有者や占有者等に対しては、筑後国府跡の価値への理解と保存への協力を求め、遺構に影響を及ぼす現状変更行為が生じないよう管理を行う。

遺構・遺物の情報が不足している箇所や埋蔵状況が不明な箇所は適宜発掘調査を実施する。調査後は、調査成果に基づいて保護盛土を行うなど、遺構保存の適切な措置を行う。遺構が確認されない場合も、官衙に伴う広場的空間であった可能性があるため、適切な措置を行う。

(2) 保存管理の方法

保存管理の方法を日常的管理と災害時の対応に分け、以下に詳述する。なお、「所有者による史跡の管理および復旧」については、文化財保護法第 119 条および第 120 条に規定されている。

①日常的管理

日常的管理は、遺構の露出や遺物の盗難など筑後国府跡の価値が損なわれる状況を防ぐとともに、快適な空間を維持するための管理である。定期的な構成要素の点検や見回りに加え、除草や清掃、史跡標柱や案内板などの保存施設の管理などがある。

管理主体は、公有地については市文化財保護課が主体となり、関連部局・機関と連携して保存管理を行う。民有地については、土地所有者が主体となって、市文化財保護課と情報共有・連携を図りながら、維持管理にあたる。

本市では月に一度、各種点検や見回りを行っている。また、年 4 回以上の除草・清掃を実施するとともに、必要に応じて保存施設の設置・改修等にあっている。今後も、筑後国府跡の適切な保存環境を維持するため、継続性をもって日常的管理を実施する。

表 4-2-1 に挙げた構成要素一覧に基づき、A 区の具体的な日常的管理の方法を表 7-3-1 に示す。

表 7-3-1 A 区（史跡指定地）の日常的管理の方法

構成要素	諸要素	日常的管理の方法
本質的価値を構成する要素	遺構・遺物	遺構と遺物の露出等を点検する。異常時には、保存措置を講じる。
現代的価値を構成する要素	オープンスペース	き損等の異常箇所について点検するとともに、違法駐車・不法投棄・有害動物の有無についても見回りを行う。また、筑後国府跡の保存と良好な生活環境維持のため、除草や清掃を実施する。オープンスペースを活かしたイベント利用等の促進に努める。
本質的価値を補完する要素	遺構・遺物	遺構と遺物の露出等を点検する。異常時には、保存措置を講じる。
保存活用に資する要素	サイン・保存施設	破損や劣化、汚損等を点検し、必要に応じ維持補修を行う。
その他の要素	植生	樹木等の倒木や傾木、田畑表土の流出などを点検する。異常時には土地の所有者および占有者と協議の上、適切な保存措置を講じる。
	宗教施設	施設の保守点検を行う。異常時には管理者と協議の上、適切な保存措置を講じる。
	建築物	住宅や倉庫の保守点検を行う。異常時には土地の所有者および占有者と協議の上、適切な保存措置を講じる。
	工作物	擁壁等の亀裂、電柱等の傾倒などを点検する。異常時には、必要に応じて、土地の所有者や関係部局との協議や適切な保存措置の検討、また維持補修等を行う。
	土木構造物	道路の亀裂や水路の詰まり、盛土や切土箇所の流出などを点検する。異常時には、必要に応じて、土地の所有者や関係部局との協議や適切な保存措置の検討、また維持補修等を行う。
	地下埋設物	関係部局と協議の上、適切な保存措置を講じ、維持補修等を行う。

②災害時の対応

災害には、風水害や地震などの自然災害と、保存施設の破壊や火災などの人為的災害が想定される。

災害発生を確認した場合は、人身の安全を第一に、筑後国府跡の十分な保存に配慮して、応急的な措置を講じる。被害の発生について、土地所有者をはじめ文化庁や県文化財保護課等と情報を共有して、対応方針について協議し、応急的な措置にあたる。その後、応急的措置を行った部分について経過観察を行いながら、本格的な復旧について検討し、必要に応じて関連部局と連携し、実施・施工する。また、二次的災害を防止することのほか、応急的な措置に必要な土嚢・防水シート、木杭等の資材についても準備、保管する（図 7-3-1）。

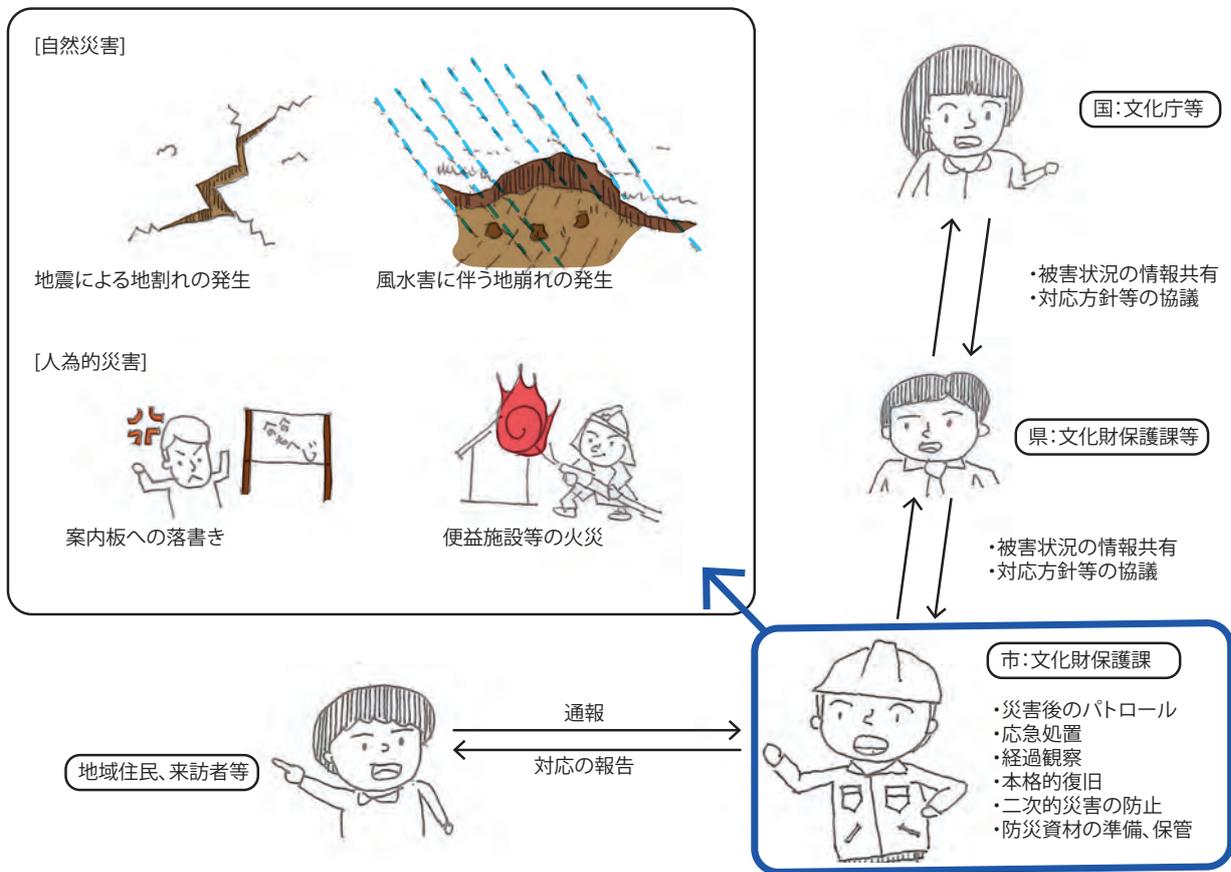


図 7-3-1 災害時の対応

(3) 現状変更等の取扱い

① 史跡指定地の現状変更等

A区で現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という。）を行う場合は文化庁長官の許可を得る必要があり、文化財保護法第125条第1項に次のように規定されている。

同規定を踏まえ、現状変更等の円滑な取扱いに向けて、現状変更等に関する取扱い基準を設定する（後述）。許可が必要な現状変更等に該当するか否かは、文化庁や県文化財保護課の指導のもと、市教育委員会で判断する。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第二百五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。

昭和25年（1950）公布・施行 法律第214号
平成30年（2018）改正 法律第42号

文化財保護法施行令（平成29年政令第156号改正）第5条第4項の規定に基づいて、下記に挙げるイからトの軽微な現状変更等は市教育委員会が審査する。

- イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築
- ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの
- ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
- ニ 法第一百五十五条第一項（法第二百十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
- ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
- ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

現状変更の許可を要しない行為は、文化財保護法第 125 条第 1 項但し書および特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第 4 条に示されている（表 7-3-2）。これらの行為に該当するか否かは、文化庁や県文化財保護課の指導のもと、市教育委員会で判断する。

表 7-3-2 現状変更の許可を要しない行為

<p>1. 維持の措置を執る場合 維持の措置の範囲 (特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第 4 条)</p> <p>① 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。</p> <p>② 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。</p> <p>③ 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。</p>
2. 非常災害のために必要な応急措置を執る場合
3. 保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合

なお、現状変更の許可を要しない行為（文化財保護法第 125 条第 1 項）の「3. 保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」としてこれまで扱ってきた主な日常的管理行為は表 7-3-3 のとおりである。

表 7-3-3 現状変更の許可を要しない主な日常的管理行為

既存建築物・工作物に係わる管理行為	<ul style="list-style-type: none"> ・掘削を伴わない屋根、外壁、内装、設備などの修繕 ・基礎の改修を伴わない門、塀などの修繕
既存土木構造物に係わる管理行為	<ul style="list-style-type: none"> ・掘削を伴わない道路、水路の修繕 ・道路の清掃 ・水路の浚渫
日常生活に係わる管理行為	<ul style="list-style-type: none"> ・地下遺構に影響を及ぼさない農作業、家庭菜園 ・庭木、生垣などの剪定、枝払い ・簡易工作物（物干し台など）の設置、撤去
史跡環境の維持に係わる管理行為	<ul style="list-style-type: none"> ・保存施設などの点検 ・除草、清掃

②現状変更等の手続きの流れ

A区において、現状を変更する行為を行おうとする場合は、市文化財保護課と事前協議を行い、文化財保護法第125条および文化財保護法施行令第5条に基づいて、文化庁長官（軽微な現状変更の場合は市教育委員会）から事前に許可を得なければならない。図7-3-2に現状変更等に関する手続きの流れを示す。

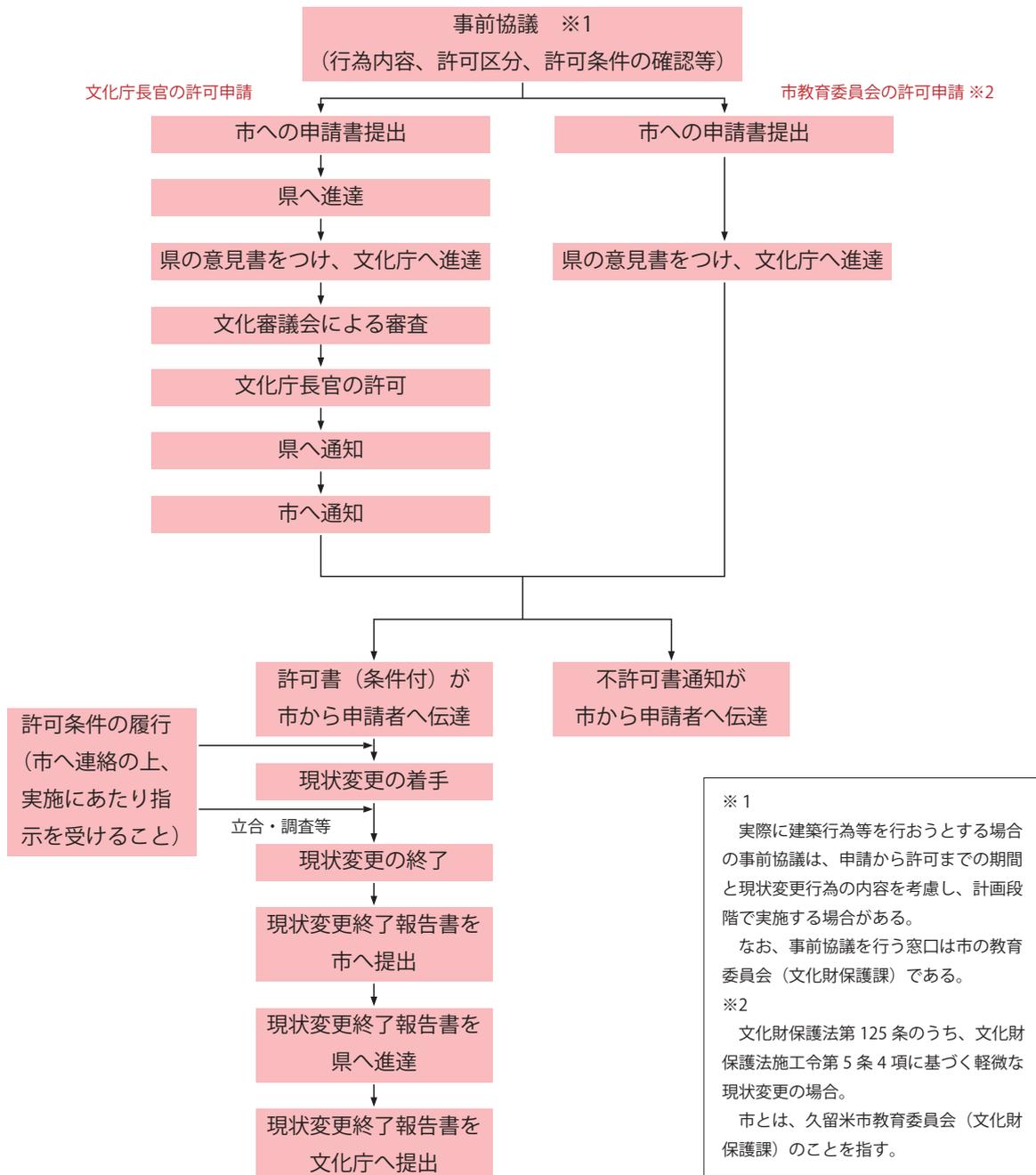


図7-3-2 A区（史跡指定地）における現状変更等に関する手続きフロー図

③現状変更等に関する取扱い基準

表 7-3-4 に、A 区における現状変更等に関する取扱い基準を示す。

表 7-3-4 A 区（史跡指定地）の現状変更等取扱い基準

現状変更等	基準
基本的な考え方	原則、現状変更等は認めない。ただし、遺構に影響を与えない、かつ景観との調和を図る場合は認める場合もある。また、生活環境の維持や安全管理、公益上必要な行為は認める場合もある。 なお、土地の改変・掘削を伴わず、かつ遺構の保存や筑後国府跡の活用に影響を及ぼさない軽微な行為については、現状変更等に該当しない。
発掘調査	調査・研究並びに保存活用のための整備を目的とする調査は認める。調査に先立ち適切な範囲・方法を十分に検討して、実施する。 また、現状変更等の適正性を確認するため、立会・調査等を実施する場合もある。
史跡整備	史跡整備に係わる植生・建築物・保存施設・工作物・土木構造物・地下埋設物等の現状変更行為は、遺構に影響を与えない、かつ景観との調和を図る場合は認める。 実施にあたっては、適切な範囲・方法を十分に検討する。
樹木等の植樹、伐根、伐採	樹木等の植樹、抜根、伐採は原則、認めない。ただし、安全管理等やむを得ない事情による場合は、遺構に影響を与えない、かつ景観との調和を図る場合は認める場合もある。
建築物の新築、増築、改修、除却	新築、増築は、原則、認めない。ただし、安全管理等やむを得ない事情による場合は、遺構に影響を与えない、かつ景観との調和を図る場合は認める場合もある。 改修、除却は、遺構に影響を与えない、かつ景観との調和を図る条件を付して認める。
工作物の新設、改修、除却	新設は、原則、認めない。ただし、安全管理等やむを得ない事情による場合は、遺構に影響を与えない、かつ景観との調和を図る場合は認める場合もある。 改修、除却は、遺構に影響を与えない、かつ景観との調和を図る条件を付して認める。
土木構造物の新設、拡幅、改修、除却	市道や水路の新設、拡幅は、原則、認めない。ただし、安全管理等やむを得ない事情による場合は、遺構に影響を与えない、かつ景観との調和を図る場合は認める場合もある。 市道や水路の改修、除却は、遺構に影響を与えない、かつ景観との調和を図る条件を付して認める。
地下埋設物の新設、改修、除却	新設は、原則、認めない。ただし安全管理等やむを得ない事情による場合は、遺構に影響を与えない条件を付して認める場合もある。 改修、除去は、遺構に影響を与えない条件を付して認める。

2. B区（保護を要する範囲）の保存管理の方法

（1）保存管理の考え方

B区は、政庁や国司館を構成する遺構・遺物が存在する地区であり、あるいはその可能性が高い地区である。

B区の保存管理にあたっては、土地所有者等に理解と協力を求め、文化財保護法をはじめ関連法令を有効に適用しつつ、政庁や国司館を構成する遺構・遺物等の保存に万全を期す。

（2）保存管理の方法（表 7-3-5）

土地所有者等に対して、遺構・遺物の存在を周知しつつ、遺構・遺物の無為なき損や滅失を招くような掘削等は極力行わないように働きかける。

遺構・遺物のき損や滅失に影響を与えるような掘削等を伴う行為の計画を知る、または発見した場合は、市文化財保護課に連絡するよう地域住民に理解と協力を求める。

災害発生後などに遺構へ影響を与えるほどのき損を確認した場合は、市文化財保護課へ連絡するよう地域住民に理解と協力を求める。

表 7-3-5 B区（保護を要する範囲）の保存管理の方法

構成要素	諸要素	具体的な保存管理の方法
本質的価値を構成する要素	遺構・遺物	土地所有者等に対して事前に周知を図るとともに、遺構・遺物の保存に理解と協力を求める。 土木工事等が計画された場合は原則試掘調査を実施し、調査成果に基づき保存措置を勘案して、保存協議を行う。 必要に応じて、追加指定による遺構・遺物の保存も検討する。
本質的価値を補完する要素	遺構・遺物	本質的価値を構成する要素とともに現状を維持し、地下に保存するように、土地所有者等に対して協力を求める。ただし、古代以外の縄文時代から近世に至る遺構・遺物が本質的価値を構成する要素の保存措置を阻害する場合には、記録保存を行い、最小限の範囲内で掘削する場合もある。

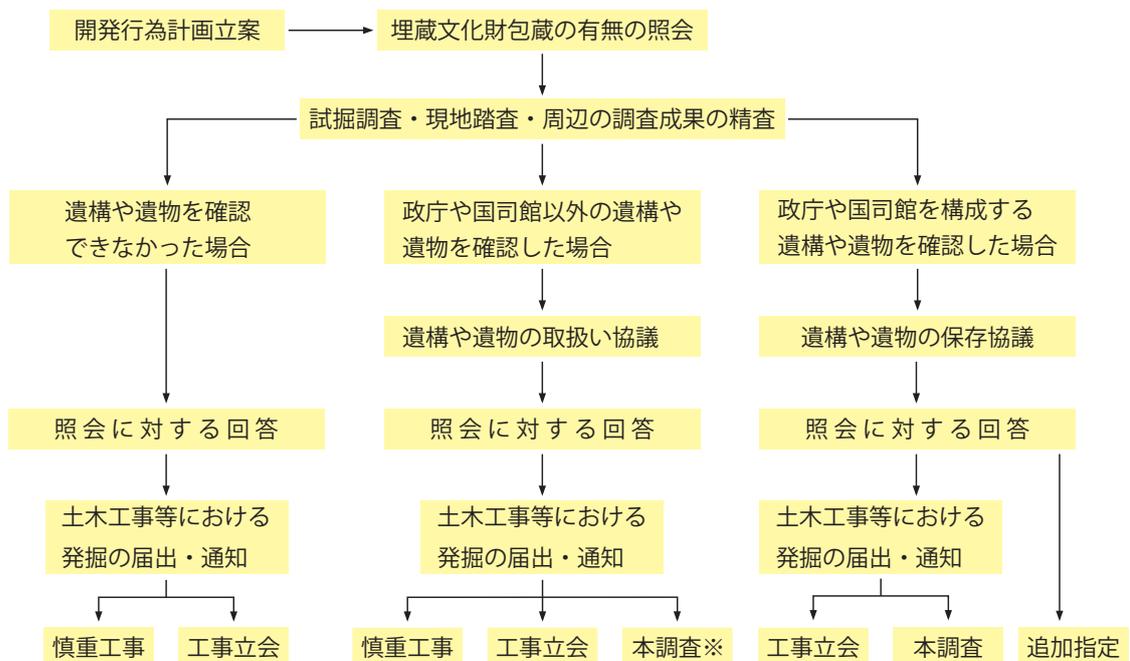
(3) 土木工事等の取扱い

B区は周知の埋蔵文化財包蔵地であるため、文化財保護法第93条または第94条の適用を受ける。

以下に、B区における土木工事等の取扱い方針および手続きフローを示す(表7-3-6、図7-3-3)。なお、B区での建築行為や開発行為に対しては、都市計画法や景観法も適用される。当該地区で行われる土木工事等については、担当部局や関係機関との情報共有や連携に努める。

表 7-3-6 B区(保護を要する範囲)における土木工事等の取扱い方針

- 土木工事等の土地の掘削を伴う行為が計画された場合には、埋蔵文化財包蔵の有無について照会を求める。
- 照会后、土地所有者等の了承のもと、原則、試掘調査等を実施して遺構・遺物の埋蔵の概況を確認する。
- 政庁や国司館を構成する遺構・遺物を確認した場合は、保存を前提とした協議(以下、保存協議)を行う。それ以外の遺構・遺物を確認した場合は土木工事等に伴う遺構・遺物の取扱いについて協議(以下、取扱い協議)を行う。
- 保存協議では必要に応じて追加指定による政庁や国司館を構成する遺構・遺物の保存も検討する。なお、土地所有者の同意を得て、追加指定がなされた範囲はA区として取り扱う。
- 保存協議後、土地所有者等の了承のもと、必要に応じて詳細確認のための本調査を実施する場合もある。
- 取扱い協議後の本調査により、政庁や国司館を構成する遺構・遺物であることが判明した場合は、改めて保存協議を実施する。



※政庁や国司館を構成する遺構・遺物であることが判明した場合は、改めて保存協議を実施する。

図 7-3-3 B区(保護を要する範囲)における埋蔵文化財事前確認に関する手続きフロー図

3. C区（その他の範囲）の保存管理の方法

(1) 保存管理の考え方

C区は、古代の道路・溝等の遺構・遺物が地下に埋蔵されている可能性がある地区である。このほかにも、往時の自然地形が残り、縄文時代から近世に至る遺構・遺物が埋蔵されている可能性がある地区でもある。

C区の保存管理にあたっては、土地所有者等に理解と協力を求め、試掘調査を実施して遺構・遺物の有無を確認するとともに、発掘調査により遺構・遺物の内容の把握・充実に努める。また、調査結果に応じて遺構・遺物の保存への協力を求める。

(2) 保存管理の方法（表 7-3-7）

土地所有者等に対して、遺構・遺物が存在する可能性を周知しつつ、遺構・遺物の無為なき損や滅失を招くような掘削等は極力行わないように働きかける。

遺構・遺物のき損や滅失に影響を与えるような掘削等を伴う行為の計画を知る、発見した場合は、市文化財保護課に連絡するよう地域住民に理解と協力を求める。

災害発生後などに遺構へ影響を与えるほどのき損を確認した場合は、市文化財保護課へ連絡するよう地域住民に理解と協力を求める。

なお、今後は史跡指定地に隣接して都市計画道路が建設されるため、これに伴う開発進行が予想されることから、地域住民や関係部局に対しては、史跡指定地と調和した景観形成に理解と協力を求める。

表 7-3-7 C区（その他の範囲）の保存管理の方法

構成要素	諸要素	具体的な保存管理の方法
本質的価値を補完する要素	遺構・遺物	土地所有者等の了承のもと、必要に応じて試掘調査や確認調査を行い、遺構・遺物の内容の情報集積に努めるとともに、でき得る限りの保存措置について協力を求める。 本質的価値を構成する要素が新たに発見された場合には、B区として取り扱い、保存協議を実施する場合がある。
	自然地形	土地所有者等の協力のもとに、現状維持に努める。 土木工事等が計画された場合は、現状保存を前提に協議し、やむなく土木工事等が実施される場合は、最小限の削平に留まるように協力を求めるとともに、発掘調査を実施する。
	宗教施設	管理者に協力を仰ぎ、良好な環境保全に努める。
	その他	土地所有者等の協力のもとに、現状維持に努める。 土木工事等が計画された場合は、現状保存を前提に協議し、やむなく土木工事等が実施される場合は、最小限の削平に留まるように協力を求めるとともに、発掘調査を実施する。

(3) 土木工事等の取扱い

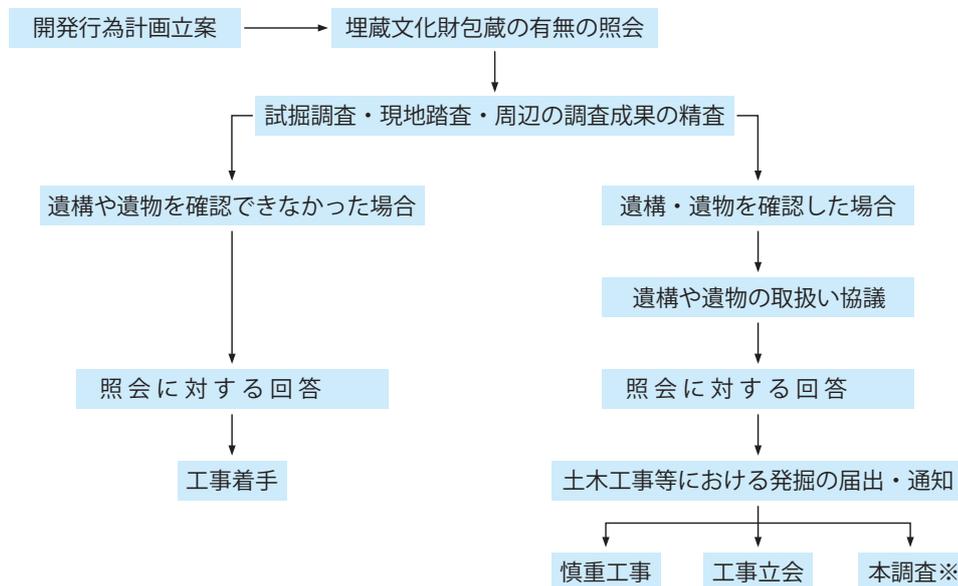
C区には周知の埋蔵文化財包蔵地が存在するため、文化財保護法第93条または第94条の適用を受ける。

以下に、C区における土木工事等の取扱い方針および手続きフローを示す（表7-3-8、図7-3-4）。事前の確認手続きの際の窓口は市文化財保護課である。

なお、C区での建築行為や開発行為に対しても都市計画法や景観法も適用される。当該地区で行われる土木工事等について担当部局や関係機関との情報共有や連携に努める。

表7-3-8 C区（その他の範囲）における土木工事等の取扱い方針

- 土木工事等の土地の掘削を伴う行為が計画された場合には、埋蔵文化財包蔵の有無について照会を求める。
- 照会后、土地所有者等の了承のもと、原則、試掘調査等を実施して、遺構・遺物の有無を確認し、情報の集積に努める。
- 遺構・遺物を確認した場合は、取扱い協議を行う。
- 協議にあたっては、でき得る限りの保存措置について協力を求める。
- 本調査において、本質的価値を構成する要素が新たに発見された場合には、保存協議を行う場合がある。



※本調査の調査内容を踏まえ、遺構や遺物の保存協議を行う場合がある。

図7-3-4 C区（その他の範囲）における埋蔵文化財事前確認に関する手続きフロー図

第4節 追加指定と公有化の方針

1. 追加指定

B区の前身官衙地区、I期政庁地区および国司館地区については、A区との一体的な保存活用を推進するため、発掘調査の成果を踏まえ、土地所有者との合意形成を図り、必要に応じて追加指定に取り組む。

B区のⅢ・Ⅳ期政庁地区、在国司居屋敷地区、およびC区については、土木工事等に先立ち保存協議を行い、政庁や国司館を構成する遺構・遺物等の保存に努め、土地所有者との合意形成を図り、B区の追加指定を検討する。また、必要に応じてC区の追加指定も検討していく。

2. 史跡指定地の公有化

A区を第一と考え、将来にわたって適切な保存管理を継続していくために、土地の公有化を推進していく。公有化にあたっては、土地の所有者や占有者等の意向を尊重し、適切に保存・管理を図る。

第5節 調査研究の方針

1. 考え方

令和元年（2019）7月現在、史跡指定を受けたA区の総面積は42,206.12㎡である。この内、約40%の調査に着手し、政庁や国司館の様相を推定し得る成果を上げてきた。一方、B・C区を含めた筑後国府跡全体を見ると、調査面積は1,070,000㎡に対して10%程度に留まる。したがって、筑後国府跡の全容の解明は未だ不十分であり、今後の課題である。史跡指定地についても、発掘調査を実施し、より詳細な情報収集が必要といえる。

また、九州大学による発掘調査から半世紀以上が経過して、膨大な量の資料が蓄積されてきた。その間、考古学的研究はもとより学際的な研究も大いに進展したため、過去の調査成果を見直し、新たな視点での評価も求められる。

今後は、史跡指定地である政庁や国司館、加えて、その周辺に分布する周辺官衙も含めて適切に保存していくことを主な目的として、古代都市筑後国府跡の実態解明のために継続性をもって発掘調査および調査研究を行う。具体的には、活用や整備に向けた資料を得るため、筑後国府跡での発掘調査を継続して行う。また、過去の調査成果についても筑後国府跡の新たな価値評価に繋がるように再精査を実施する。

2. 調査の方針

(1) A区（史跡指定地）の発掘調査

A区では、調査研究並びに保存活用のための整備に資するために発掘調査を行う。民有地についても、必要性が生じた場合には、土地所有者等の同意・協力を得て調査を実施する。

発掘調査にあたっては、Ⅱ期政庁地区の正殿等未確認施設の把握、国司館内部、特に中央区画の利用状況等の解明等を目的として実施する。また、A区は、旧宅地・道路・畑などが混在

するため、地表面の起伏が著しい。過去の造成や土取り等で旧地形が改変されている場所を中心に、遺構の保存状態の確認と、保存措置の検討のために発掘調査を行う。

(2) B区（保護を要する範囲）の発掘調査

B区では、未確認の政庁や国司館を構成する諸施設等に関する地下の状況把握が求められるが、現状では住宅や学校用地等が広がるため、計画的に発掘調査を実施することが困難である。そのため、土木工事等が計画された場合に、土地所有者等に対して遺構保存への理解と協力を仰ぎつつ、その同意・協力のもとに発掘調査を実施し、地下の状況把握に努める。なお、土地の形状改変が遺構に影響を与えない場合についても、地下の状況把握を目的として、必要に応じて発掘調査を実施する。

I・III・IV期政庁地区および在国司居屋敷地区では、内部構造や空閑地の状況等をより明らかにするために発掘調査を行うとともに、前身官衙地区と国司館地区では、中枢施設の周囲に展開する遺構や土地利用状況の把握を継続し、本質的価値の向上を図る。

(3) C区（その他の範囲）の発掘調査

C区では、土木工事等が計画され、遺構の削平が避けられない場合に、土地所有者等の同意・協力のもとに発掘調査を行う。なお、土地の形状改変が遺構に影響を与えない場合においても、地下の状況把握を目的として、必要に応じて調査実施を実施する。

発掘調査にあたっては、学術研究的価値の向上に資するため、筑後国府跡に展開する曹司群や道路などの古代の遺構・遺物の状況把握を継続して行い、古代筑後国府の都市景観復元とその変遷をより明解にすることに留意する。